

外資企業の「三項基金」のあり方について

1. 「三項基金」とは？

外商投資企業において、企業所得税を納付した後の利益から控除する「準備基金」、「従業員奨励福利基金」、「企業発展基金」の 3 つを総称したものを「三項基金」と呼んでいます。

2. 「三項基金」の用途

三項基金	使用目的
準備基金 (储备基金)	企業の予備的な留保資金として欠損金の補てんや増資に使用可能。
社員奨励福利基金 (职工奖励及福利基金)	特別貢献賞与、年末賞与等、従業員に対する非経常的な賞与や集団福利施設の運営に限定使用できる公益金。積立後は、確定債務として企業ではなく従業員に帰属し、同基金を利用して建てられた建物や施設等は、企業ではなく工会または従業員代表大会の所有資産となる。
企業発展基金 (企业发展基金)	企業の技術改良や設備の増設等に使用され、董事会の決定後に主管部門及び認可部門の批准を経ることにより増資に使用することも可能。

3. 「三項基金」の法根拠

三項基金は、現在では「外商投資法」の改訂に伴い、厳密には法的根拠を失っています。

法規定名	条項	効力状態	施行日	廃止日
『中外合弁経営企業法』	第 8 条	廃止	1979. 7. 8	2020. 1. 1
『中外合弁経営企業法实施条例』	第 76 条	廃止	1983. 9. 20	2020. 1. 1
『外資独資企業法实施细则』	第 56 条	廃止	1990. 12. 12	2020. 1. 1

*廃止根拠

『中華人民共和国外商投資法』 第 42 条

『中華人民共和国外商投資法实施条例』 第 49 条

4. 「三項基金」を今後どうすべきか？

2006 年以降、一部の外資企業では「三項基金」の積み立てを止め、会社法が規定する「法定積立金」に切替える動きもみられました。しかし、今現在でも多くの外資企業が「三項基金」

の積み立てを持続しています。上記の通り、2020年1月1日より三項基金の根拠法律・法規が全廃されていることから、外資企業において「三項基金」を継続する場合は、会社定款を見直し、変更登記をしたうえで、法的な効力を持たせた方が安定的と考えられます。

【参考法規定】

	法規定名	条項	法規定内容
導入期	『中外合弁経営企業法』	第8条	合弁企業が取得した総利益は、中華人民共和国税法の規定に従って合弁企業取得税を納付した後、合弁企業の定款に規定する予備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金を控除し、純利益を各合弁当事者の登録資本の比率に基づいて分配する。 合弁企業は、国の租税に関する法律及び行政法規の規定に従い、減税、免除の優遇措置を受けることができる。 外国側の合弁当事者は、分配された純利益を中国国内における再投資に用いる場合、すでに納付済の所得税の一部還付を申請することができる。
	『中外合資経営企業法实施条例』	第76条	合弁企業が『中華人民共和国企業所得税法』に従って所得税を納付した後の利益分配の原則は次のとおりとする。 (1) 予備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金を控除するものとし、控除比率は董事会が確定する。 (2) 予備基金は合弁企業の損失補填に用いるほか、審査認可機関の認可を受けて当該企業の増資、生産拡大に用いることができる。 (3) 本条第1号の規定によって三項基金を控除した後の配当可能利益は、董事会が分配すると決めた場合、各合弁当事者の出資比率に従って分配するものとする。
	『中華人民共和国外資企業法実施細則』	第56条	外資独資企業は、中国税法の規定に従って所得税を納付した後の利益から、予備基金及び従業員奨励福利基金を控除しなければならない。予備基金の控除比率は税引後利益の10パーセントを下回ってはならず、累計控除額が登録資本の50パーセントに達したときは控除を中止してもよい。従業員奨励福利基金の控除比率は、外資独資企業が自ら確定する。 外資独資企業は、過年度の損失を補填する前に利益を分配してはならない。過年度の未処分利益は、当年度の可処分利益と併せて分配することができる。
過渡期	『中華人民共和國会社法』	第166条 1～3項	会社は、当年の税引き後利益を分配する場合、利益の10%を会社の法定準備金として積み立てなければならない。公司法定準備金の累計額が会社の登録資本金の50%以上である場合、新たな積立を必要としない。 会社の法定準備金が過去の年度の会社の欠損を補填するのに不足する場合、前項の規定により法定準備金を積み立てる前に、当年の利益をもって欠損を補填しなければならない。 会社は、税引き後利益から法定準備金を積み立てた後、株主会又は株主総会の決議を経て、税引き後利益からさらに任意準備金を積み立てることができる。
	『中華人民共和國会社法』	第217条	外商投資の有限責任公司及び株式有限公司は、本法を適用する。外商投資に関する法律で別途規定のある場合、その規定を適用する。
廃止期	『中華人民共和國外商投資法』	第42条 1項	本法は2020年1月1日より施行する。『中華人民共和國中外合弁経営企業法』、『中華人民共和國外資企業法』、『中華人民共和國中外合作経営企業法』は同時に廃止する。
	『中華人民共和國外商投資法实施条例』	第49条 1項	本条例は2020年1月1日より施行する。『中華人民共和國中外合弁経営企業法实施条例』、『中外合弁経営企業合弁期限暫定規定』、『中華人民共和國外資企業法实施条例』、『中華人民共和國中外合作経営企業法实施条例』は、同時に廃止する。

以上